

上山市下水道施設包括的管理等事業

基本協定書（案）

令和8年3月31日

上山市

上山市下水道施設包括的管理等事業 基本協定書（案）

上山市下水道施設包括的管理等事業（以下「本事業」という。）に関して、上山市（以下「当市」という。）と本事業の優先交渉権者として選定された〇〇〇〇グループ（代表企業〇〇〇〇、構成企業〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成される企業グループをいい、以下、当該企業グループを構成する企業を総称して、又は個別に「構成企業」という。）とは、以下のとおり本事業に関する基本的な事項について合意し、この基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、用語の定義は、本協定の前文及び本文に示すほか、別紙1において定めるとおりとする。その他本協定において定義されていない用語の定義は、募集要項等又は社会通念上の用語の意義に従う。

（目的）

第2条 本協定は、本事業に関し、構成企業が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者に選定されたことを確認し、当市と、構成企業が本事業を実施するために第7条に基づき設立する民間事業者との間で、第5条に基づき事業契約を締結すること、及びその他本事業を円滑に実施するための当市及び構成企業の役割及び義務等について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 構成企業は、募集要項等を遵守の上、当市に対して提案書類を提出したものであることを確認する。

2 構成企業は、提案書類の一部が募集要項等に合致しない場合には、当市がその裁量によりこれを判断することを確認する。

3 構成企業は、民間事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自らの責任及び費用で本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとする。

4 構成企業は、前項の準備行為の結果を、事業契約締結後直ちに、民間事業者に引き継がせるものとする。

（本協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らない場合は、当市がその判断を行い代表企業に通知した日までとする。

る。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条及び第 16 条の規定は、なおその効力を有する。

(事業契約の締結)

第 5 条 当市及び構成企業は、募集要項等及び提案書類に基づき、令和 9 年 2 月末日までに、当市と民間事業者との間で事業契約を締結するべく、最大限努力するものとする。

- 2 当市は、事業契約締結のための協議にあたっては、当市及び上山市下水道施設包括的管理等事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会の要望事項を尊重するものとする。ただし、当該要望事項が募集要項等から逸脱している場合を除く。
- 3 当市及び構成企業は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(構成企業の役割等)

第 6 条 本事業の実施において、構成企業は、当市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ次の各号に定める役割及び義務を負うものとする。

- (1) 代表企業は、本事業を実施するため、民間事業者及び構成企業の取りまとめを行わなければならない。
- (2) 構成企業は、事業期間中において、本事業を適正かつ確実に実施するために民間事業者における経営の安定及び継続が図られるように必要な措置を執らなければならない。
- (3) 構成企業は、本事業に関する各業務を、民間事業者から別紙 2 の各企業（以下、本条において「各受託企業」という。）にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、事業契約の締結後速やかに、別紙 2 に従い業務委託又は請負を受けた各受託企業と民間事業者との間で、それぞれ、業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかにその契約書等の写しを当市に提出するものとする。
- (4) 前号に定めるところに従って、業務委託又は請負を受けた各受託企業は、本協定、事業契約、募集要項等及び提案書類に基づき、民間事業者から受託し、又は請け負う各業務を適正かつ確実に実施しなければならない。ただし、提案書類の水準が要求水準書に定める水準を上回る場合には、提案書類に従うものとする。

(民間事業者の設立)

第 7 条 構成企業は、本協定締結後速やかに、募集要項等及び提案書類に定めるところに従い、次の各号の全てを満たす民間事業者を設立するとともに、民間事業者は、次の各号の全てを事業期間中遵守させなければならない。

- (1) 民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。
- (2) 民間事業者の本店所在地は、上山市内とする。
- (3) 民間事業者の資本金は〔提案金額による〕円以上とする。

- (4) 民間事業者の定款に、本事業を遂行することのみを目的として定めるものとする。
 - (5) 民間事業者の定款に、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで（民間事業者設立の日の属する事業年度においては民間事業者設立の日から最初に到来する3月31日まで）とする定めを置いていること。
 - (6) 民間事業者の定款に、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限の定めを置くものとする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書にある別段の定めを置いてはならない。
 - (7) 民間事業者の定款に、会社法第108条第2項各号に定める種類株式に関する事項及び同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めを置いてはならない。
 - (8) 民間事業者の定款に、募集株式の割当てに関する会社法第204条第2項ただし書にある別段の定め及び募集新株予約権の割当てに関する同法第243条第2項ただし書にある別段の定めを置いてはならない。
 - (9) 民間事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めを置くものとする。
- 2 構成企業は、民間事業者の設立登記の完了後速やかに、民間事業者の定款の原本証明書付きの写し、株主名簿の写し及び商業登記簿謄本の全部事項証明書を添えて、当市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。
- 3 構成企業は、民間事業者に、本協定の有効期間中、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。
- (1) 本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、当市の事前の書面による承諾を得て、附帯事業又は任意事業を行う場合は、この限りでない。
 - (2) 定款及び商業登記簿謄本の内容を変更し、又は株主構成が変更された場合（ただし、本協定に定めるところにより、当市の承諾が必要である場合は、その承諾を得た場合に限る。）、変更後の定款の原本証明書付きの写し、株主名簿の写し又は商業登記簿謄本の全部事項証明書を添えてその変更内容を当市に報告しなければならない。ただし、合理的な理由なく、定款を変更してはならない。
 - (3) 当市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業の譲渡若しくは譲受、株式の併合、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等、民間事業者の会社組織上の重要な変更を行ってはならない。
 - (4) 本議決権株式について、株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について当市の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ、当該譲渡を承認する取締役会決議を行ってはならない。
 - (5) 本議決権株式について、当市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本議決権株式の株主以外に割り当てる方法により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をしてはならない。当市の事前の書面による承諾を得た上で、本議決権株式について本

議決権株式の株主以外に割り当てる方法により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をする場合は、当該株式等の取得予定者に、別紙5の様式による株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）をあらかじめ当市に提出させるものとする。

- 4 構成企業は、事業契約に規定する民間事業者の義務の履行が終了し、かつ事業契約終了後1年を経過する日まで、民間事業者を解散させてはならない。ただし、事業契約第69条第13項（同契約第70条第3項により準用する場合を含む。）に定める民間事業者の改修等の義務を当市が承諾する者に引き受けさせたときはこの限りでない。

（民間事業者の株主）

第8条 構成企業は、前条第1項の規定に基づき民間事業者を設立するにあたり、別紙3のとおり、株主にそれぞれの出資金額を出資させるものとする。

- 2 構成企業は、民間事業者の増資により前条第1項第3号の条件を満たすことを計画している場合、民間事業者の設立時において、民間事業者をして、別紙4の様式による増資計画書を当市に提出させるものとする。

- 3 構成企業は、民間事業者設立時及び増資時における本議決権株式の株主に、次の各号に定める事項を誓約させ、また、株主誓約書を、事業契約の締結と同時に当市に提出させるものとする。

- (1) 民間事業者の株主構成に関し、代表企業の議決権保有割合及び出資割合は株主中、最大となるようにするものとし、かつ構成企業及び前条第3項第5号又は本項第2号の当市の承諾を得て、民間事業者の株式等を取得した者により全議決権を保有するものとする。なお、この条件を本協定の有効期間中、維持しなければならない。
- (2) 本協定の有効期間中、本議決権株式（潜在株式を含む。以下本条において同じ。）の保有を継続するものとし、当市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
- (3) 当市の事前の書面による承諾を得た上で、本議決権株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合は、当該譲受人に、株主誓約書をあらかじめ当市に提出させるものとする。

（民間事業者の支援等）

第9条 構成企業は、提案書類に従い、民間事業者に出資し、民間事業者による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力するものとする。

（事業契約の解除又は不成立）

第10条 当市は、構成企業のうちのいずれかが、第5条に定める事業契約の締結までに、募集要項等において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合、同事業契約を締結しないことができる。

- 2 当市は、構成企業のうちのいずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当した場合、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書（第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
 - (4) 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
 - (5) 第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (6) 構成企業（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 3 構成企業は、本事業に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを当市に提出しなければならない。
- 4 当市は、構成企業のうちのいずれかが、次の各号のいずれかに該当した場合、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成企業が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、構成企業が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、この項において「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき（第2号に該当する場合を除く。）
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本協定及び事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 構成企業が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を本協定及び事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、当市が構成企業又は民間事業者に対して当該契約の解除を求め、構成企業又は民間事業者がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

- 第11条 当市は、構成企業のいずれかが、前条第2項各号又は第4項各号のいずれかに該当するときは、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、構成企業に対して、事業契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとする。
- 2 前項の場合を除き、当市は、いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合（前条第1項の場合を含むがこれに限られない。）、構成企業に対し、事業契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとする。
 - 3 前2項の規定は、当市に生じた実際の損害額がこれら各項に規定する違約金の額を超える場合において、当市がその超える分について構成企業に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 構成企業は、前3項に規定する違約金及び超過分の損害賠償金について、当市に対して共同連帯して支払わなければならない。

（事業契約不調の場合の処理）

- 第12条 当市及び構成企業は、当市と民間事業者が事業契約の締結に至らなかった場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、既に当市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本協定以外の規定の適用関係)

第13条 本協定、事業契約、要求水準書、その他募集要項等、提案書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 前項において同順位で適用される各書類間で疑義が生じた場合は、本市及び構成企業の間において協議の上、決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、提案書類に記載された性能又は水準の内容が、要求水準書に記載されたそれを上回るときは、その限度で提案書類の内容を優先するものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第14条 本市及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者（民間事業者及び他の構成企業を除く。）に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 本市及び構成企業が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、本市及び構成企業は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 本市及び構成企業につき守秘義務契約を締結した本市のアドバイザー業務受託者及び民間事業者の下請企業に開示する場合

(5) 本市が本事業に係る業務を民間事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する、又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 構成企業は、事業契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、上山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

(本協定の譲渡禁止)

第15条 構成企業は、当市の同意がある場合を除き、本協定上の当事者としての地位又は権利義務の譲渡をすることはできないものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本協定に係る訴訟については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第17条 本協定に関する紛争又は本協定に定めのない事項については、当市及び構成企業は協議の上、その解決に当たるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

当市 山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 山本幸靖 印

構成企業 (代表企業)
[所在地]
[名称]
[代表者 役職 氏名] 印

[所在地]
[名称]
[代表者 役職 氏名] 印

[所在地]
[名称]
[代表者 役職 氏名] 印

用語の定義（五十音順）

1. 「事業期間」とは、令和9年9月1日から事業契約に定める事業契約期間の終了日までの期間をいう。
2. 「事業契約」とは、本事業の実施のために、当市と民間事業者が締結する契約をいう。
3. 「代表企業」とは、構成企業の中から構成企業を代表する者として構成企業が選定した〇〇〇〇をいう。
4. 「提案書類」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が当市に対して提出した提案書、当市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が当市に対し、本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
5. 「任意事業」とは、事業に係る全ての費用を民間事業者自らの負担で行う独立採算の事業であり、当市と民間事業者との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。
6. 「附帯事業」とは、当市の下水道事業の課題について、現状の問題や機能の改良提案、事業化のための交付金制度の活用等を民間事業者の責任のもと提案し、当市と民間事業者との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。
7. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
8. 「募集要項等」とは、本事業に関して当市が令和8年3月31日に公表した「上山市下水道施設包括的管理等事業 募集要項」（その後の変更を含む。）及び募集要項と一体の資料として当市が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。
9. 「本議決権株式」とは、民間事業者の発行する株式のうち、株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
10. 「民間事業者」とは、第7条の規定に基づき本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
11. 「要求水準書」とは、当市が募集要項等と一体の資料として公表した「上山市下水道施設包括的管理等事業 要求水準書」（その後の変更を含む。）及びこれに係る質問回答書をいう。

別紙2

業務委託・請負企業一覧

	業務内容	企業名	所在地
1			
2			
3			
4			

別紙3

民間事業者の設立時の株主一覧

民間事業者の資本金の額：〇〇〇〇円

民間事業者の発行可能株式総数：〇〇〇〇株

民間事業者の発行済株式の総数：〇〇〇〇株

(本議決権株式¹)

株主名	出資金額	引受株式数	株式保有割合
	円	株	%
	円	株	%
	円	株	%
合計	円	株	%

¹ 構成企業は全て出資し、本議決権株式の全てを構成企業で引き受けるものとします。

上山市長 山 本 幸 靖 殿

[民間事業者の名称]

[民間事業者の所在地]

[民間事業者の代表者]

増資計画書

上山市下水道施設包括的管理等事業に関して、[民間事業者の名称] は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時

民間事業者の資本金の額 : 〇〇〇〇円

民間事業者の発行可能株式総数 : 〇〇〇〇株

民間事業者の発行済株式の総数 : 〇〇〇〇株

増資後（令和〇年〇月〇日）

民間事業者の資本金の額 : 〇〇〇〇円

民間事業者の発行可能株式総数 : 〇〇〇〇株

民間事業者の発行済株式の総数 : 〇〇〇〇株

増資後の株主

(本議決権株式)

株主名	出資金額	引受株式数	株式保有割合
	円	株	%
	円	株	%
	円	株	%
合計	円	株	%

以上

上山市長 山 本 幸 靖 殿

株主誓約書

[民間事業者の名称] (以下「民間事業者」という。) の普通株式 (本議決権株式) を保有する株主である〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、本日をもって、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。

なお、本書において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、上山市下水道施設包括的管理等事業に関して市と〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇との間で締結した令和〇年〇月〇日付の上山市下水道施設包括的管理等事業 基本協定書 (以下「基本協定書」という。) に定めるところによるものとする。

記

- 1 基本協定書第7条第1項各号に定めるところに従い、本事業における民間事業者として [民間事業者の名称] を適法に設立し、本書の日付現在、有効に存在すること。
- 2 民間事業者の発行済株式総数は、普通株式 (本議決権株式) 〇株で、各株式の発行に係る出資金は全て払い込み済みであり、株主構成は次のとおりであること。

(本議決権株式)

株主名	持株数
	株
	株
	株

- 3 基本協定書第7条第2項から同条第4項までに定める義務を遵守すること。
- 4 本書の日付現在において基本協定書第8条第3項各号に定める事項を満たしており、これらの事項を基本協定書の有効期間において遵守すること。
- 5 民間事業者の普通株式 (本議決権株式) の取得について、貴市の承諾が得られたときは、基本協定書に定める構成企業としての権利を有し、義務を負うことをあらかじめ承諾すること。²

[所在地]

[名 称]

[代表者 役職 氏名]

印

² 第5項は別紙3記載の株主が民間事業者設立時に提出する場合には削除します。